



弁護士 向井 蘭  
杜若経営法律事務所

## Vol.49

### ★会社が退職証明書を出すことを拒んだために 15 万元の賠償を命じられた事例

今月号は、会社が退職証明書を出すことを拒んだため 15 万元の賠償を命じられた事例をご紹介します。日系企業では少ないと思いますが、会社と従業員が退職時に揉めてしまうと、会社が意図的に退職証明書を発行しない、もしくは発行することを遅らせることがあります。このような場合、会社が高額の賠償金を支払わなければならなくなる可能性があります。

#### 事例

栄さんは、2011年7月28日、某商業銀行（以下、「銀行」）と雇用契約を締結し、雇用期間は3年となりました。栄さんは、2012年11月8日、銀行に対して辞表を提出しました。銀行は、2012年12月4日、栄さんが担当した融資には未回収案件が多く、未回収案件を今後も処理することを求め、退職を許可しませんでした。栄さんは、これを不服として労働仲裁を申請し、労働契約の解除を要求し、かつ退職証明書の提出を求めました。

労働仲裁も一審も二審も栄さんが勝訴しましたが、二審が終了したのは2013年8月5日でした。その間、銀行は栄さんに対して退職証明書を発行しませんでした。

そのため、栄さんは、2014年3月20日、再度労働仲裁を申請し、銀行に対して、退職証明書を発行しなかった期間は就職できなかったことへの損害賠償を請求しました。

#### 判決

南通中級人民法院は、「銀行が法に従わず退職証明書を発行しなかったことにより、栄氏が再就職が出来なかったことは明らかである。具体的な損害額を算定するのはできないが、労働契約が終了する前の平均賃

金に従って算定することが合理的である。栄氏は2012年12月8日（辞職の意思表示をした一ヶ月後）に銀行を退職しているため、2013年1月1日から2013年8月末までは再就職をすることが出来なかったと認められる。そのため、銀行は8か月分の平均賃金である15万6000元を支払う義務がある」と判断しました。

#### 実務上のポイント

退職時に揉めた従業員から「退職証明書を出してほしい」と問い合わせがあれば、総経理も人間ですので、あまり協力したくない気持ちになるかもしれません。

しかし、労働契約法50条により、企業は退職した従業員に対して退職証明書を提出しなければなりません。退職証明書がなければ、新しく再就職を希望する企業の採用担当者から「この人間はどうして退職証明書を出せないのか。前の会社にまだ勤めているのではないか」と怪しまれて採用に至らなくなります。

総経理が嫌がらせをする気持ちがなくても、人事担当者が「退職した従業員が退職証明書を請求してきましたが、どうしますか」と総経理に聞いてきた時に、軽い気持ちで「放っておけ」と言ってしまい思わぬトラブルに発展する可能性があります。

「去る者は追わず」で退職証明書について淡々と処理なさることをお勧め致します。

お気軽にご相談下さい

日本：杜若経営法律事務所（10:00～17:00）

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司（弁護士向井宛）

TEL +86+(21)6407-8585(内線320)

E-mail mukai@myts-cn.com